

(11) 事務所衛生基準規則

項	目	基 準	備 考		
事務所 環境 管理	積	10 m <sup>2</sup> /人以上とすること	定員により計算すること		
	窓その他の開口部	最大開放部分の面積が床面積の1/20以上とすること	1/20未満のとき換気設備を設けること		
	室内空気環境基準	一酸化炭素	50 ppm以下とすること	検知管等により測定すること	
		二酸化炭素	0.5%以下 〃	〃	
	温度	10°C以下のとき	暖房等の措置を行うこと		
		冷房実施のとき	外気温より著しく低くしないこと	外気温との差は7°C以内とすること	
	空気調和設備	浮遊粉じん(約10マイクロメートル以下)	0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下とすること	デジタル粉じん計、ろ紙じんあい計等により測定すること	
			一酸化炭素	10 ppm以下 〃	検知管等により測定すること
			二酸化炭素	0.1%以下 〃	〃
		ホルムアルデヒド	0.1 mg/m <sup>3</sup> 以下 〃	2・4-ジニトロフェニルヒドrazilン捕集-高速液体クロマトグラフ法、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法等により測定すること	
			気 流	0.5 m/s以下 〃	0.2 m/s以上の測定可能な風速計により測定すること
		室内空気環境基準	室温	17°C以上28°C以下になるように努めること	0.5度目盛の温度計により測定すること
			相対湿度	40%以上70%以下 〃	0.5度目盛の乾湿球の湿度計(アウグスト乾湿計、アスマン通風乾湿計)
		測定(中央管理方式の空気調和設備を設けている場合)	室温、湿度、一酸化炭素、二酸化炭素について2月以内ごとに1回、定期に行うこと		測定結果を記録し、3年間保存すること
			ただし、室温及び湿度については、1年間、基準を満たし、かつ、今後1年間もその状況が継続すると見込まれる場合は、春(3~5月)又は秋(9~11月)、夏(6~8月)、冬(12~2月)の年3回の測定とすることができ		
機械換気設備		浮遊粉じん(約10マイクロメートル以下)	0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下とすること	空気調和設備の場合と同様	
	一酸化炭素		10 ppm以下 〃		
	二酸化炭素		0.1%以下 〃		
	ホルムアルデヒド	0.1 mg/m <sup>3</sup> 以下 〃			
室の気流	0.5 m/s以下 〃				

項	目	基 準	備 考		
事務所 環境 管理	ホルムアルデヒド	室の建築、大規模の修繕、大規模の模様替を行った場合は、当該室の使用を開始した日以後最初に到来する6月から9月までの期間に1回、測定すること		2・4-ジニトロフェニルヒドrazilン捕集-高速液体クロマトグラフ法、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法等により測定すること	
		燃焼器具	室等の換気	排気筒、換気扇、その他の換気設備を設けること	
			器具の点検	異常の有無の日常点検を行うこと	
	室内空気環境基準	一酸化炭素	50 ppm以下とすること	検知管等により測定すること	
		二酸化炭素	0.5%以下 〃	〃	
	空気調和設備	冷却塔	水質	水道法第4条に規定する水質基準に適合させること	
			点検	使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと	冷却水についても同様に点検を行うこと 点検の結果、必要に応じて清掃、換水を行うこと (1月を超える期間使用しない冷却塔に係る当該使用しない期間は、該当しない。)
			清掃	1年以内ごとに1回、定期に行うこと	冷却水の水管についても同様に清掃を行うこと
		加湿装置	水質	水道法第4条に規定する水質基準に適合させるための措置をとること	
			点検	使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと	点検の結果、必要に応じて清掃を行うこと (1月を超える期間使用しない加湿装置に係る当該使用しない期間は、該当しない。)
			清掃	1年以内ごとに1回、定期に行うこと	
	空気調和設備の排水受け	点検	使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと	点検の結果、必要に応じて清掃を行うこと (1月を超える期間使用しない排水受けに係る当該使用しない期間は、該当しない。)	
	機械による換気のための設備の点検		初めて使用するとき、分解して改造、修理の際及び2月以内ごとに1回定期的に行うこと	結果を記録し、3年間保存すること	

項		目	基 準	備 考
採 光・照 明	照 度	精密な作業	300ルクス以上とすること	
		普通な作業	150ルクス以上 //	
	採光・照明の方法		①明時の対照を少なくすること (周所照明と全般照明を併用)	周所照明に対する全般照明の比は約1/10以上が望ましい
			②まぶしさをなくすこと	光源と眼とを結ぶ線と視線とがなす角度は30度以上が望ましい
照明設備の点検		6月以内ごとに1回、定期に行うこと		
騒音防止	カードせん孔機、タイプライター等の事務用機器を、5台以上集中して作業を行わせる場合		①作業室を専用室とすること ②専用室はしゃ音及び吸音の機能をもつ隔壁とすること	
	給 水	水質基準	水道法第4条に規定する水質基準に適合すること	地方公共団体等の行う検査によること
給水せんにおける水に含まれる残留塩素		通常	遊離残留塩素の場合0.1ppm以上とすること 結合残留塩素の場合0.4ppm //	
		汚染等の場合	遊離残留塩素の場合0.2ppm // 結合残留塩素の場合1.5ppm //	
排水設備			汚水の漏出防止のための補修及びそうじを行うこと	
溝 溜 掃 等の実施	大掃除		6月以内ごとに1回、定期に、統一的に行うこと	
	ねずみ、昆虫等	発生場所、生息場所、侵入経路、被害の状況の調査	6月以内ごとに1回、定期に、統一的に行うこと	調査の結果に基づいて、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講ずること
	殺そ剤、殺虫剤		薬事法の承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること	
廃 棄 物		労働者は、廃棄物を一定の場所に棄てること		
便 所	区 別		男性用と女性用に分けること	
	男性用大便所		60人以上ごとに1個とすること	清潔に保ち、汚物を適当に処理すること
	男性用小便所		30人以上ごとに1個とすること	
	女性用便所		20人以上ごとに1個とすること	
	便 池		汚物が土中に浸透しない構造とすること	
手洗い設備		流出する清浄な水を十分に供給すること		
洗 面		洗面設備を設けること		
被服汚染の作業		更衣設備を設けること		
被服湿潤の作業		被服の乾燥設備を設けること		

項		目	基 準	備 考
休 養	休 憩		休憩の設備を設けるよう努めること	
	夜間の睡眠、仮眠		睡眠又は仮眠の設備を設けること	男性用、女性用に区別すること
	50人以上又は女性30人以上		休養室又は休養所を設けること	男性用、女性用に区別すること
	持 続 的 立 業		いすを備え付けること	
救急用具の備え付け			負傷者の手当に必要な用具、材料を備えること	備え付け場所及び使用方法を周知すること

(注) 事務所換気設備設置届に関する規定については、平成6年7月1日より、本規則から労働安全衛生規則へ統合された。